

別添利用料金表

・介護保険・第一号事業給付費適用サービス

※ 要介護認定申請中にサービスをご利用され、その後要介護状態区分が自立(非該当)及び事業対象者でないと判定された場合には、利用料の全額をお支払いいただきます。また、給付制限等がある場合にも、利用料の全額をいったんお支払いいただきます。給付制限等が解除された場合には、自己負担額を除いた金額が介護保険から払い戻される場合があります(償還払い)。償還払いとなる場合、保険給付、第一号事業給付費の申請を行うために必要な「サービス提供証明書」を交付します。

※ 厚生労働省が定める方法によって端数処理を行う関係上、実際のご請求額とは若干の差異が生じる場合があります。

		利用料(円)	利用者負担額(円)		
			1割	2割	3割
身体介護 中心型	20分未満	1,744	175	349	524
	20分以上	2,610	261	522	783
	30分以上	4,140	414	828	1,242
	1時間以上	6,066	607	1,214	1,820
	1時間半以上 (30分増す毎に加算)	877	88	176	264
生活援助 中心型	45分未満	1,915	192	383	575
	45分以上	2,354	236	471	707
身体介護に引き続き 生活援助を行う場合	20分以上	695	70	139	209
	45分以上	1,391	140	279	418
	70分以上	2,086	209	418	626

※ 夜間(18:00~22:00)または早朝(6:00~8:00)の場合 上記単位数の25%増し

※ 深夜(22:00~6:00)の場合 上記単位数の50%増し

※ 訪問介護員2名派遣の場合 上記単位数×200/100

【その他の加算】

サービス内容	利用料	利用者負担額(円)		
		1割	2割	3割
初回加算	2,140	214	428	642
緊急時訪問介護加算	1,070	107	214	321
生活機能向上連携加算(Ⅰ)	1,070	107	214	321
生活機能向上連携加算(Ⅱ)	2,140	214	428	642
特定事業所加算(Ⅰ)	1ヶ月の利用単位数の20%			
特定事業所加算(Ⅱ)	1ヶ月の利用単位数の10%			
同一建物減算	所定料金額の90/100			
口腔連携強化加算	50単位/回(1回/月まで)			
認知症専門ケア加算(Ⅰ)	3単位/日			
認知症専門ケア加算(Ⅱ)	4単位/日			
キャンセル料(要介護のみ)	前日の17:30までに連絡 のない場合	500円/回		

R6年5月まで	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	1ヶ月の利用料金の13.7%
	介護職員等特定処遇加算(Ⅱ)	1ヶ月の利用料金の4.2%
	介護職員等ベースアップ等支援加算	1ヶ月の利用料金の2.4%
R6年6月以降	介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	1ヶ月の利用料金の24.5%
	介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	1ヶ月の利用料金の22.4%
	介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	1ヶ月の利用料金の18.2%
	介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	1ヶ月の利用料金の14.5%

介護予防・日常生活支援総合事業第一号訪問事業(1ヵ月あたり)

	利用料(円)	利用者負担額(円)		
		1割	2割	3割
週1回程度の利用	12,583	1,259	2,517	3,775
週2回程度の利用	25,134	2,514	5,027	7,541
上記を超える利用	39,878	3,988	7,976	11,964

【その他の加算】

サービス内容	利用料(円)	利用者負担額(円)		
		1割	2割	3割
初回加算	2,140	214	428	642
生活機能向上連携加算(Ⅰ)	1,070	107	214	321
生活機能向上連携加算(Ⅱ)	2,140	214	428	642
口腔連携強化加算	50単位/回(1回/月まで)			
同一建物減算	所定料金額の90/100			
R6年5月まで	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	1ヶ月の利用料金の13.7%		
	介護職員等特定処遇加算(Ⅱ)	1ヶ月の利用料金の4.2%		
	介護職員等ベースアップ等支援加算	1ヶ月の利用料金の2.4%		
R6年6月以降	介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	1ヶ月の利用料金の24.5%		
	介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	1ヶ月の利用料金の22.4%		
	介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	1ヶ月の利用料金の18.2%		
	介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	1ヶ月の利用料金の14.5%		

但し以下の場合、例外的に日割り計算を行います。(加算などは日割りされません)

- 1 月途中で要介護から要支援、事業対象者または、事業対象者、要支援から要介護に変更になった場合
- 2 同一保険者管内で転居等により事業所を変更した場合
- 3 月途中で契約を開始(解除)した場合

・介護保険適用外サービス

※別紙参照

別添 ●利用料金表

・介護給付対象(居宅介護)サービス

提供するサービスについて、厚生労働省の告示の単価による利用料が発生します。

利用者負担は現在、サービス量と所得に着目した負担の仕組み（1割の定率負担と所得に応じた負担上限月額の設定）となっています。定率負担は、保険者において、所得に応じて負担上限月額が設定され、ひと月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。

居宅介護サービス(1回あたり)

サービス内容	昼間 8 時～18 時		早朝 6 時～8 時		深夜 22 時～6 時	
			夜間 18 時～22 時			
身体介護中心型 通院等介助 (身体介護を伴う場合)	利用料	利用者 負担額	利用料	利用者 負担額	利用料	利用者 負担額
30 分未満	2,713 円	272 円	3,392 円	340 円	4,070 円	407 円
30 分以上 1 時間未満	4,282 円	429 円	5,353 円	536 円	6,423 円	643 円
1 時間以上1時間半未満	6,222 円	623 円	7,780 円	778 円	9,338 円	934 円
1 時間半以上 (30 分増す毎に加算)	879 円	88 円	1,102 円	111 円	1,325 円	133 円

サービス内容	昼間 8 時～18 時		早朝 6 時～8 時		深夜 22 時～6 時	
			夜間 18 時～22 時			
生活援助中心型 通院等介助 (身体介護を伴わない場合)	利用料	利用者 負担額	利用料	利用者 負担額	利用料	利用者 負担額
30 分未満	1,123 円	113 円	1,409 円	141 円	1,685 円	169 円
30 分以上 45 分未満	1,621 円	163 円	2,024 円	203 円	2,438 円	244 円
45 分以上1時間未満	2,088 円	209 円	2,607 円	261 円	3,137 円	314 円
1 時間以上1時間 15 分 未満	2,533 円	254 円	3,169 円	317 円	3,805 円	381 円
1 時間 15 分以上1時間 半未満	2,915 円	292 円	3,646 円	365 円	4,377 円	438 円
1 時間半以上 (15 分増す毎に加算)	371 円	38 円	466 円	47 円	561 円	57 円

重度訪問介護サービス(1回あたり)

サービス内容	昼間 8 時～18 時		早朝 6 時～8 時		深夜 22 時～6 時	
			利用料	利用者負担額		
重度訪問介護	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額
1 時間未満	1,971 円	198 円	2,469 円	247 円	2,957 円	296 円
1 時間以上 1 時間半未満	2,936 円	294 円	3,667 円	367 円	4,409 円	441 円
1 時間半以上 2 時間未満	3,911 円	392 円	4,886 円	489 円	5,872 円	588 円
2 時間以上 2 時間半未満	4,886 円	489 円	6,105 円	611 円	7,335 円	734 円
2 時間半以上 3 時間未満	5,861 円	587 円	7,324 円	733 円	8,798 円	880 円
3 時間以上 3 時間半未満	6,826 円	683 円	8,533 円	854 円	10,239 円	1,024 円
3 時間半以上 4 時間未満	7,801 円	781 円	9,752 円	976 円	11,702 円	1,171 円
4 時間以上 (30 分増す毎に加算)	901 円	91 円	1,123 円	113 円	1356 円	136 円

※重度障害の場合 15%の加算

※障害程度区分 6 に該当する場合 8.5%の加算

サービス内容	利用料	利用者負担額
初回加算	2120 円	212 円
緊急時訪問介護加算	1060 円	106 円
利用者負担上限額管理加算	1590 円	159 円

※重介護等でホームヘルパーが二人訪問の場合は、利用者様に同意を得た上で、上記の料金の 2 倍になります。

	加算名	居宅介護	重度訪問介護
R6 年 5 月まで	訪問職員処遇改善加算	27.4%	20.0%
	福祉・介護職員等特定処遇改善費加算	5.5%	5.5%
	福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算	4.5%	4.5%
R6 年 6 月以降	福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	41.7%	34.3%
	福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	40.2%	32.8%
	福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	34.7%	27.3%
	福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	27.3%	21.9%

・介護保険適用外サービス

※別紙参考